

○岩手県警察行政文書の統一用語に関する訓令

令和5年3月15日
警察本部訓令第7号
警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察行政文書の統一用語に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察行政文書の統一用語に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察における行政文書の用語を統一し、事務処理の簡素化を図ることを目的とする。

(行政文書の統一用語)

第2条 行政文書の作成事務の簡素化を図るため、その統一用語及びその意義は、別に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部 岩手県警察本部をいう。
- (2) 部 岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）第2条に規定する部をいう。
- (3) 課等 岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）に定める本部の課、所及び隊をいう。
- (4) 学校 岩手県警察学校をいう。
- (5) 署 警察署をいう。
- (6) 所属 課等、学校及び署をいう。
- (7) 庶務担当課 部内の他の所属に属しないことを事務としてつかさどる所属をいう。
- (8) 付置機関 組織規則第31条に規定する本部の所属の内部組織をいう。
- (9) 署所在地 署の所在地周辺を受持区域とする地域警察官の活動単位をいう。
- (10) 交番等 交番、警備派出所及び駐在所をいう。
- (11) 本部長 岩手県警察本部長をいう。
- (12) 部長 部の長をいう。
- (13) 課長等 課等の長をいう。
- (14) 校長 学校の長をいう。
- (15) 署長 署の長をいう。
- (16) 所属長 所属の長をいう。
- (17) 調査官等 岩手県警察組織規程（昭和49年岩手県警察本部訓令第3号）第4条に規定する調査官等をいう。
- (18) 次長等 所属の次長、副所長及び副隊長並びに副校長（総務担当）及び署の専任の警務課長をいう。
- (19) 職員 岩手県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。
- (20) 一般職員 岩手県警察に勤務する警察官以外の職員をいう。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。